

グループホームコスモス 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうなの会が設置経営するグループホームコスモスの運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活の事業（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という）及び短期利用認知症対応型共同生活介護は要介護及び要支援2の者であって認知症の状態にあるもの（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ）について、共同生活住居において、家庭的な環境との下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活を営むことができるようにするものである。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：グループホームコスモス
- (2) 所在地：沖縄県那覇市識名2丁目13番57号

(職員の区分)

第4条 指定認知症対応型共同生活介護事業及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業の遂行のために次の職員を置く（2ユニット）。

- ① 管理者 2名（1名 計画作成担当者と兼務）
（1名 介護従事者と兼務）
- ② 計画作成担当者 2名以上（1名 管理者と兼務）
（1名 介護従事者と兼務）
- ③ 介護従事者 13名以上（1名 管理者と兼務）
（1名 計画作成担当者と兼務）

(職務の分掌)

第5条 職務の分掌は次のとおりとする。

- ① 管理者
職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握に努める。
- ② 計画作成担当者
利用者に応じた介護計画を作成する。
- ③ 介護従事者
介護計画に従った介護を行う。

(利用定員)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護の利用定員は2ユニットで18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。要介護及び要支援2の者であって認知症の状態にあるものについて共同生活において、家庭的な雰囲気の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 相談・助言

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第8条 当事業所の各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する。

- 2 短期利用認知症対応型共同生活介護は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、予め30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 利用者が入院等のために長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、その居室を短期利用認知症対応型共同生活介護の居室として利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については利用者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の利用料)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額を利用料とする。

(利用料の受領)

第10条 認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払いを受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護に係る厚生労働大臣が定める基準額との間に不都合な差額が生じないようにする。

- 3 前二項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用料から受ける事ができる。

一 食 材 費 朝食412円・昼食600円・夕食570円 (1日1, 582円)

二 家 賃 1月 45, 000円

1月 32, 000円 (生活保護受給者・2部屋)

(月中入所・退所の場合のみ日割り計算・入院・外泊は減算しない)

三 光 熱 水 費 1月 10, 300円

(月中入退所及び入院・外泊の場合は日割り計算)

四 理・美容代 実費負担

五 娯 楽 費 実費負担

六 予防接種料（インフルエンザ等）実費負担

前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であってその利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

入居にあたっての留意事項

（健康保持）

第11条 利用者は努めて健康に留意すること。

（入所生活上のルール）

第12条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に次の事項に留意する事

- 一 居室や設備、器具は本来の用法に従って使用すること。
- 二 騒音等他の入所者の迷惑になる行為は慎むこと
- 三 むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないこと。

運営に関する事項

（入退所）

第13条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護は要介護者・要支援者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 要介護及び要支援2の者であっても認知症の状態にある者の入居申し込み及び入居に際しては主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態であることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対しサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院または診療所を紹介するものとする。
- 4 入居申し込み者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握する。
- 5 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 6 利用者の退居に際しては、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（入退居の記録）

第14条 入居に際しては入居の年月日および入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第15条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、予め利用申し込み者またはその家族に対し、運営規程の概要、指定認知症対応型共同生活介護

及び短期利用認知症対応型共同生活介護職員の勤務体制その他の利用申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容および利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の利用申し込みがなされた場合は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

(受給資格等の確認)

第17条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定・要支援認定等の有無及び要介護認定・要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

(要介護認定・要支援認定等の申請等に係る援助)

第18条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定・要支援認定等を受けているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定・要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定・要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(保険給付の請求のための説明書)

第19条 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針)

第20条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえて適切に行うとともに、認知症に関する十分な知識を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とした研修を定期的実施する。

- 一 利用者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、利用者のニーズに即した生活支援を行う。
 - 二 パーソン・センタード・ケア(いつでも どこでも その人らしく)利用者本人の自由意志を尊重したケアを実践する。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮する。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護は、指定認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一なものとならないように配慮する。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しないこととするが、やむを得ず身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす状態であることを確認し、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。
- 6 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(指定認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第21条 利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する場合は、それぞれ利用者に応じた指定認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた指定認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明を行う。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、通所介護の活用その他の多様な確保に努める。

(介護)

- 第22条 介護にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもっておこなう。
- 2 利用者の負担により、当該共同生活における介護従事者以外の者による介護を受けさせることはできない。
 - 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第23条 利用者の趣味または嗜好に応じた活動の支援に努める。
- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きを得て代わっておこなう。
 - 3 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保する。

(管理者による管理)

- 第24条 介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所または社会福祉施設を管理する者を共同生活住居の管理者にすることはできない。ただし、これらの事業所、施設が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合はこの限りではない。

(相談および援助)

第25条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(レクリエーション)

第26条 楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽費等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第27条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村等保険者(以下「保険者」という。)に通知する。

- 一 正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増悪させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。

(緊急時等における対応方法)

第28条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医またはあらかじめ事業者が定める協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送の必要な処置を講じるものとする。

- 一 協力医療機関
まえだクリニック
大名訪問看護ステーション
- 二 協力歯科医療機関 高良歯科医院

2 サービスの提供の確保、夜間における緊急時の対応のため、有料老人ホーム、病院等との連携および支援の体制を図る。

(事故発生時の対応)

第29条 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第30条 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、非常災害に備えるため、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、非常災害に備えるために、非常用食料等の必要な物品の備蓄を少なくとも3日分整備することとする。

(衛生管理等)

- 第31条 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 三 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

- 第32条 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次にあげる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - 一 利用者の病状が急変した場合などにおいて、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - 二 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している事。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合などの対応を確認するとともに、協力医療機関の名称などを、市長に届け出るものとする。
 - 4 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、隊員が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
 - 5 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
 - 6 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(個人情報保護等)

- 第33条 指定認知症対応型共同生活介護事業及び短期利用認知症対応型共同生活介護に従事する職員

は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
またそのために必要な措置を講じなければならない。また職員でなくなった後においても秘密を漏らすことがないように、職員との雇用契約の内容とする。

- 2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとする。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

（居宅介護支援事業者等に対する利益供与等の禁止）

第34条 居宅介護支援事業者等またはその従業者に対し、要介護者等に対して当該共同生活住居を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 居宅介護支援事業者等またはその従業者から、当該共同生活住居から退居者を紹介することの対価として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第35条 提供した指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。また、苦情処理結果については、苦情対応マニュアルに基づき、個人情報に配慮したうえで事業所内での公表を行う。
- 3 提供した指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出もしくは掲示の求め、または当該保険者の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護に係る利用者の苦情に関して国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

（地域との連携等）

第36条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、那覇市の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うもの（利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれ

- らの者の同意を得たものに限る)を含む。以下この項において「運営推進会議」という)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
 - 4 認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、那覇市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の那覇市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第37条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護は、高齢者等の人権の擁護、虐待等の発生又は再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について十号車に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 四 前3号にあげる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - 五 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 六 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護は、サービス提供中に、当該従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第38条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しないこととするが、やむを得ず身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす状態であることを確認し、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議に報告する。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(認知症ケアに関する事項)

- 第39条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護は、利用者の個性を

尊重するケアのため次の取組みを行うものとする。

- 一 利用者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ、環境やチームケアを統一することで、利用者のニーズに即した生活支援を行う。
 - 二 パーソン・センタード・ケア（いつでも どこでも その人らしく）利用者本人の自由意志を尊重したケアを実践する。
- 2 利用者に継続的に関わる事で、様子や変化をとらえ、介護者及び介護支援専門員、他の福祉サービス事業者や医療機関と共有することで、多職種共同によるよりよいケアの提供に貢献する。
 - 3 「認知症は進行していく疾患」であることを踏まえ、専門性と資質向上を目的とした定期的な研修などを開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。
 - 4 受け入れた若年性認知症入所者ごとに、個別の担当者を定めるものとする。

（ハラスメント対策）

第40条 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 一 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の方針などの明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の指針を明確化し、従業者に周知・啓発する。
- 二 相談（苦情を含む。以下同じ。）に対する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

（業務継続計画の策定等）

第41条 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要は研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

その他の運営に関する事項

（掲 示）

第42条 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（研 修）

第43条 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び短期利用認知症対応型共同生活介護事業所は、従

事者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の遂行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年6回
- ③ 認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従業者を対象として受講させるための必要な処置を講じる。

会計の区分および記録の整備

(会計の区分)

第44条 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第45条 設備、備品、職員および会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 一 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画
 - 二 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - 三 緊急やむを得ない身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 利用者に関する那覇市への通知に係る記録
 - 五 苦情を受けた場合の苦情の内容等の記録
 - 六 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録
 - 七 運営推進会議での報告、評価、要望、助言等の記録
- 3 指定認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護は、利用者等からサービス内容等に関する記録等の開示を求められた場合は、原則としてこれを開示するものとする。

附 則

- この規程は、平成24年 2月 1日より施行する。
- この規程は、平成24年 6月 1日より施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成25年 5月 1日より施行する。
- この規程は、平成25年 7月 1日より施行する。
- この規程は、平成25年 8月22日より施行する。
- この規程は、平成25年10月28日より施行する。
- この規程は、平成26年 2月 1日より施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成26年11月 1日より施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- この規程は、平成27年 5月 1日より施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日より施行する。
- この規程は、平成27年 9月 1日より施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成30年 1月15日より施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 6月 1日より施行する。

この規程は、令和 3年 9月27日より施行する。

この規程は、令和 4年 3月 1日より施行する。

この規程は、令和 5年11月 1日より施行する。

この規程は、令和 6年 2月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 7月 1日より施行する。

この規程は、令和 8年 1月 1日より施行する。